当面の「緊急改善」案		「抜本改革」案		
		公費を投入して介護保険料を引き下げること		逆進的な定額負担ではなく、所得に応じた定率負担制に切り 替えること。低所得者に対する軽減制度を拡充すること 年金天引き制度 (特別徴収)、未納者・滞納者に対する制裁 措置を廃止すること 介護保険料の減免制度を法定化すること
介護保険制度の緊急改善		利用料の2割負担、3割負担を1割に戻すこと。低所得者を対象とした利用料の減免措置を講じること 補足給付(低所得者=市町村民税非課税者を対象とした施設等の入居費・食費の負担軽減制度)の「資産要件」「配偶者要件」を撤廃すること。認知症グループホーム、特定施設に対象を拡大すること。2021年8月から実施が予定されている補足給付の新たな改悪の実施をとりやめること		利用料は廃止すること 施設等での居住費・食費負担について、****
		AMI I SMICK WAS AMELE I TO SEE	サービス利用の什組み	現行の要介護認定制度を廃止すること。要支援・要介護度ごとに設定された保険給付の上限(区分支給限度額)は撤廃すること 利用するサービスの内容については、ケアマネジャーの裁量を高め、ケアマネジャーと本人、家族が協議して決定することを基本とする仕組みに改めること
	給付(サービス)	総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)の「従前相当 サービス」を保険給付(現行予防給付)に戻すこと。要介護 者(要介護1~5)に対象を広げる「弾力化」を実施しない こと 特養の入所対象を要介護1以上に戻すこと 生活援助を「一定回数以上」利用する場合のケアプランの届 出制を廃止すること	給付の体系	訪問看護、リハビリテーション等の医療系サービス、施設での医療提供については医療保険に戻すこと マネジメント業務(「公平・中立」が要請される居宅介護支援、介護保険対応にとどまらない役割をもつ地域包括支援センター)は、介護保険から切り離し一般財源化を図ること一般介護予防事業は介護保険から切り離し保健事業に移すことと
		個のの状態が正確に反映されるよう認定システムの大幅な改善を図ること。 (認知症は要介護 1 以上に、がん終末期等は要介護 5 に判定するルールをつくること) 区分支給限度額を大幅に引き上げること 特養などの施設建設や地域密着型サービスの整備に対する財政支援を強めること		
	介護報酬	介護報酬の土台となる基本サービス費(基本報酬)の大幅な 底上げを図ること 新型コロナウイルス感染症に伴う新たな事業環境(「3密」の 回避など)にふさわしい報酬・諸基準に見直すこと	介護報酬	介護報酬をサービス利用の対価ではなく、「介護の質の維持・向し」「経営の安定性・継続性の担保」「働き続けられる労働環境の確保・維持」「感染症・自然災害等への適切な対処」等が可能となるよう、人件費をはじめとする必要経費の補償を行う考え方に改めること 基本報酬の底上げをはかること。その上で、加算については政策誘導の手段ではなく、事業所の特徴的な取り組みを評価
		改定に際して、小規模事所などの経営実態を適切に反映させること サービス利用に支障が生じないよう、利用料の負担を軽減させる措置を講じること 以上の制度改善、高齢者の介護保険料負担の軽減を実現する	l +	する内容に改めること 改定に際して、介護事業所の経営実態を適切に反映させること
	介護保険財政	ために、保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げること(当面5割まで引き上げること)		
介護従事者の処遇改善	介護従事者の処遇改善	介護施設・病院等の就業場所や職種を問わず、すべて介護従 事者の給与を少なくとも全産業平均水準まで引き上げること その財源は消費税以外の国費で賄うこと	処遇改善・職員確保	介護の公共性をふまえ、専門職としての職能を発揮できるよう、ヘルパーをはじめとする介護従事者の給与を国家公務員 水準に引き上げること 行き届いたケアの実現、実務負担の軽減、感染症・自然災害 等の備え等が可能となるよう、現行の人員配置基準を大幅に 引き上げること 常動雇用を基本に、実効性のある職員確保対策を講じること
			介護サービス基盤整備	養成施設に対する支援を強化すること 特養建設等に対する助成制度の復活、民間事業所の参入が困 難な地域における市町村直営事業への支援など、介護サービ ス基盤整備に対する国の財政支援を抜本的に強化すること 地域の実情に応じ、感染症・自然災害を想定した緊急時の介 護サービスの提供支援体制を構築すること
保険者機能に関すること	保険者機能に関すること	介護給付費の削減を目的にした「適正化」事業を廃止すること と 保険者を給付の抑制に駆り立て、競わせる保険者機能強化推 進交付金制度、保険者努力支援制度など財政インセンティブ 対策を修成しませる。ト	制度理念、国・自治体(保険者)のサービス保障責任	「自立」の理念について、「介護サービスが要らない状態」ではなく、「必要な介護サービスを利用しながら、その人らしく生活すること」に改めること 利用者・事業者の個別契約に基づくサービス費補償方式(現金給付)から現物給付方式に切り替え、国・自治体(保険者)が介護サービス保障に最終責任を負う制度に転換するこ
		政策を廃止すること すべての自治体に介護・福祉行政を担う専門職を配置すること		と。
新型コロナウイルス感染症 への対応	現状の困難の打開と今後の 備え	衛生用品・防護具の安定的な供給、介護従事者・利用者に対する必要な P C R 検査の迅速な実施、介護従事者への支援など、新型コロナウイルス感染症に対する対策を強化すること介護事業所での感染対策に伴うかかり増し費用、利用控えによる減収分を公費で補填すること		
これ以上の制度改悪を許さない	次期の見直し(2023年法 「改正」)に向けて	被保険者・受給者範囲の見直し(被保険者の年齢を30歳以上 に引き下げ) ケアプランの有料化	関連する制度の見直し	様々な事情で介護保険の利用に困難を抱える高齢者への対応 や、介護保険給付ではカバーできない支援を可能とするため に、公費による高齢者福祉制度(現行老人福祉法)の拡充を 図ること 「介護保険65歳優先原則」を規定した現行障害者総合支援法
		要介護1、2の生活援助、通所介護等の地域支援事業への移行 多床室の室料負担の拡大(老健、介護療養、介護医療院の多 床室での居住費徴収) 補足給付の資産要件拡大(預貯金だけではなく、固定資産税		第7条は廃止すること
		の申告に基づく不動産の評価を追加) 現役並み所得、一定以上所得の判断基準の見直し(利用料2 割、3割の対象拡大)		